



佐賀県公報

平成19年
7月12日
(木曜日)
号外第2号

目 次

選挙管理委員会事項

(印は、県例規集に登載するもの)

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

(告 示・六六) 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数

一八二、八三七人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三分の一の数

五四、五八五人

佐賀市

唐津市・東松浦郡

鳥栖市

多久市

伊万里市

武雄市

鹿島市・藤津郡

小城市

嬉野市

神埼市・神埼郡

佐賀郡

三養基郡

西松浦郡

- 参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
- 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松 尾 紀 男

(告 示・六六) 一

● 佐賀県選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定

申購
込先
料
一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

杵島郡

一二、
一三四人

発行者
平成十九年七月十二日印刷及び發行
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷